

議案第 39 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業等の対象となる子)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項、第5条、第10条第1項及び第19条第1項に規定する子には、次の各号に掲げる者を含むものとする。</p> <p>(1) 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童</p>	<p>(育児休業等の対象となる子)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項、第5条、第10条第1項及び第19条第1項に規定する子には、次の各号に掲げる者を含むものとする。</p> <p>(1) 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。